

福岡県豊前海市区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊区第1号	苅田町漁業協同組合	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及びび(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識 (イ)基点第11号から真方位038度39分334メートルの点 (ロ)基点第11号から真方位067度00分260メートルの点 (ハ)基点第11号から真方位053度49分122メートルの点 (ニ)基点第11号から真方位016度18分241メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	京都郡苅田町	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
豊区第2号	養島漁業協同組合	行橋市大字養島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及びび(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第15号行橋市大字養島の養島漁港(本港)防波堤先端に設定した標識 (イ)基点第15号から真方位015度45分1,355メートルの点 (ロ)基点第15号から真方位057度20分1,020メートルの点 (ハ)基点第15号から真方位308度40分130メートルの点 (ニ)基点第15号から真方位352度15分890メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	行橋市大字養島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
豊区第3号	養島漁業協同組合	行橋市大字養島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及びび(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号行橋市大字養島北東端岩礁に設定した標識 (イ)基点第17号から真方位001度52分703メートルの点 (ロ)基点第17号から真方位075度08分355メートルの点 (ハ)基点第17号から真方位087度10分133メートルの点 (ニ)基点第17号から真方位337度07分330メートルの点 (ホ)基点第17号から真方位340度08分646メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	行橋市大字養島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
豊区第4号	養島漁業協同組合	行橋市大字養島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及びび(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第18号行橋市大字養島の養島漁港(天神)東部防波堤先端に設定した標識 (イ)基点第18号から真方位035度30分770メートルの点 (ロ)基点第18号から真方位095度20分730メートルの点 (ハ)基点第18号から真方位163度10分340メートルの点 (ニ)基点第18号から真方位004度00分430メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	行橋市大字養島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
豊区第5号	曾根漁業協同組合	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及びび(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識 (イ)基点第11号から真方位003度27分1,331メートルの点 (ロ)基点第11号から真方位020度26分817メートルの点 (ハ)基点第11号から真方位333度26分625メートルの点 (ニ)基点第11号から真方位336度39分1,224メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市小倉南区曾根新田南	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊区第101号	養島漁業協同組合	行橋市大字養島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号行橋市大字養島北東端岩礁に設定した標識 (イ)基点第17号から真方位021度00分2.085メートルの点 (ロ)基点第17号から真方位085度10分1.610メートルの点 (ハ)基点第17号から真方位098度30分1.035メートルの点 (ニ)基点第17号から真方位007度15分1.660メートルの点		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	行橋市大字養島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
豊区第201号	豊前海北部漁業協同組合	北九州市門司区大字喜多久地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号北九州市門司区大字喜多久字江の崎小島南端に設定した標識 (イ)基点第4号から真方位075度00分1.880メートルの点 (ロ)基点第4号から真方位123度20分1.940メートルの点 (ハ)基点第4号から真方位145度55分1.300メートルの点 (ニ)基点第4号から真方位060度15分1.340メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市門司区大字柄杓田、同区柄杓田町、同区大字大積	
豊区第202号	豊前海北部漁業協同組合	北九州市門司区大字伊川地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第6号北九州市門司区大字柄杓田の柄杓田漁港防波堤突端に設定した標識 (イ)基点第6号から真方位098度30分2.120メートルの点 (ロ)基点第6号から真方位139度30分2.170メートルの点 (ハ)基点第6号から真方位157度00分1.450メートルの点 (ニ)基点第6号から真方位136度00分1.010メートルの点 (ホ)基点第6号から真方位111度00分1.190メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市門司区柄杓田、同区柄杓田町、同区大字大積	
豊区第203号	豊前海北部漁業協同組合	北九州市門司区大字浦中地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識 (イ)基点第7号から真方位315度30分322メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位310度00分291メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位305度00分250メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位297度00分279メートルの点 (ホ)基点第7号から真方位302度30分317メートルの点 (ヘ)基点第7号から真方位309度26分345メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	
豊区第204号	豊前海北部漁業協同組合	北九州市門司区大字井の浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識 (イ)基点第7号から真方位227度42分745メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位223度52分732メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位224度35分839メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位228度20分846メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊区第205号	豊前海北部漁業協同組合	北九州市門司区大字恒見地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ)基点第13号から真方位008度01分2.955メートルの点 (ロ)基点第13号から真方位019度43分1.818メートルの点 (ハ)基点第13号から真方位357度17分1.680メートルの点 (ニ)基点第13号から真方位351度31分1.731メートルの点 (ホ)基点第13号から真方位317度53分2.235メートルの点 (ヘ)基点第13号から真方位330度13分3.297メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	
豊区第206号	北九州東部漁業協同組合	北九州市小倉南区井の浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第8号北九州市小倉南区井野浦港防波堤突端に設定した標識 (イ)基点第8号から真方位249度02分243メートルの点 (ロ)基点第8号から真方位247度03分222メートルの点 (ハ)基点第8号から真方位240度25分236メートルの点 (ニ)基点第8号から真方位239度47分254メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	
豊区第207号	北九州東部漁業協同組合	北九州市小倉南区大字吉田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ)基点第13号から真方位019度43分1.818メートルの点 (ロ)基点第13号から真方位024度42分1.586メートルの点 (ハ)基点第13号から真方位311度13分2.053メートルの点 (ニ)基点第13号から真方位316度41分2.273メートルの点 (ホ)基点第13号から真方位351度31分1.731メートルの点 (ヘ)基点第13号から真方位357度17分1.680メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	
豊区第208号	曾根漁業協同組合	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ)基点第13号から真方位024度42分1.586メートルの点 (ロ)基点第13号から真方位056度45分974メートルの点 (ハ)基点第13号から真方位037度43分339メートルの点 (ニ)基点第13号から真方位355度17分205メートルの点 (ホ)基点第13号から真方位281度50分722メートルの点 (ヘ)基点第13号から真方位273度47分1.824メートルの点 (ハ)基点第13号から真方位303度24分2.408メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、北九州市小倉南区曾根新田南、同区大字杣網、同区中曾根、同区中曾根東	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊区第209号	曾根漁業協同組合	北九州市小倉南区大字 曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第10号北九州市小倉南区旧曾根干拓貫川河口防波堤突端に設定した標識 (イ)基点第10号から真方位062度15分1,550メートルの点 (ロ)基点第10号から真方位070度32分1,565メートルの点 (ハ)基点第10号から真方位070度28分1,320メートルの点 (ニ)基点第10号から真方位064度46分1,319メートルの点 (ホ)基点第10号から真方位065度15分1,464メートルの点 (ヘ)基点第10号から真方位061度32分1,476メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、北九州市小倉南区曾根新田南、同区大字朽網、同区中曾根、同区中曾根東	
豊区第210号	苅田町漁業協同組合	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ)基点第13号から真方位078度46分1,517メートルの点 (ロ)基点第13号から真方位110度33分1,763メートルの点 (ハ)基点第13号から真方位124度54分1,401メートルの点 (ニ)基点第13号から真方位080度13分1,027メートルの点 (ホ)基点第13号から真方位076度45分1,321メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	京都郡苅田町	
豊区第211号	苅田町漁業協同組合	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ)基点第13号から真方位082度38分876メートルの点 (ロ)基点第13号から真方位129度21分1,320メートルの点 (ハ)基点第13号から真方位143度06分1,174メートルの点 (ニ)基点第13号から真方位105度31分382メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	京都郡苅田町	
豊区第212号	苅田町漁業協同組合	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ)基点第13号から真方位321度06分248メートルの点 (ロ)基点第13号から真方位315度27分211メートルの点 (ハ)基点第13号から真方位266度40分595メートルの点 (ニ)基点第13号から真方位257度32分1,017メートルの点 (ホ)基点第13号から真方位258度11分1,411メートルの点 (ヘ)基点第13号から真方位275度03分1,454メートルの点 (ト)基点第13号から真方位283度23分653メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	京都郡苅田町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊区第213号	苅田町漁業協同組合	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第14号京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識 (イ)基点第14号から真方位016度52分1.153メートルの点 (ロ)基点第14号から真方位028度39分698メートルの点 (ハ)基点第14号から真方位008度19分1.016メートルの点 (ニ)基点第14号から真方位011度21分1.125メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	京都郡苅田町	
豊区第214号	苅田町漁業協同組合	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第14号京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識 (イ)基点第14号から真方位048度45分2.445メートルの点 (ロ)基点第14号から真方位101度30分2.880メートルの点 (ハ)基点第14号から真方位121度00分2.000メートルの点 (ニ)基点第14号から真方位034度15分1.370メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	京都郡苅田町	
豊区第215号	養島漁業協同組合	行橋市大字養島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第15号行橋市大字養島の養島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識 (イ)基点第15号から真方位229度49分249メートルの点 (ロ)基点第15号から真方位201度59分398メートルの点 (ハ)基点第15号から真方位209度50分441メートルの点 (ニ)基点第15号から真方位237度08分303メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	行橋市大字養島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	
豊区第216号	養島漁業協同組合	行橋市大字養島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第15号行橋市大字養島の養島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識 (イ)基点第15号から真方位229度49分249メートルの点 (ロ)基点第15号から真方位201度59分398メートルの点 (ハ)基点第15号から真方位209度50分441メートルの点 (ニ)基点第15号から真方位237度08分303メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	行橋市大字養島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	
豊区第217号	豊築漁業協同組合	築上郡築上町大字湊地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第20号築上郡築上町大字湊の椎田漁港北東側岸壁角に設定した標識 (イ)基点第20号から真方位235度30分229メートルの点 (ロ)基点第20号から真方位236度14分223メートルの点 (ハ)基点第20号から真方位232度37分225メートルの点 (ニ)基点第20号から真方位231度59分232メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	築上郡築上町、豊前市下河内	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊区第218号	豊築漁業協同組合	築上郡築上町大字有安地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第21号築上郡築上町農林水産省椎田干拓堤防北側階段下に設定した標識 (イ)基点第21号から真方位049度00分3.250メートルの点 (ロ)基点第21号から真方位067度58分3.439メートルの点 (ハ)基点第21号から真方位074度44分2.743メートルの点 (ニ)基点第21号から真方位047度10分2.482メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	築上郡築上町、豊前市下河内	
豊区第219号	豊築漁業協同組合	豊前市大字松江地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第22号豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識 (イ)基点第22号から真方位024度51分2.960メートルの点 (ロ)基点第22号から真方位030度08分1.685メートルの点 (ハ)基点第22号から真方位037度32分1.867メートルの点 (ニ)基点第22号から真方位006度00分3.090メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊前市松江、同市高田	
豊区第220号	豊築漁業協同組合	豊前市大字松江地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第29号豊前市大字松江の松江漁港に設置された松港之碑 (イ)基点第29号から真方位109度40分16メートルの点 (ロ)基点第29号から真方位110度37分32メートルの点 (ハ)基点第29号から真方位117度56分32メートルの点 (ニ)基点第29号から真方位123度33分16メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊前市松江、同市高田	
豊区第221号	豊築漁業協同組合	豊前市大字八屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第23号豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識 (イ)基点第23号から真方位091度51分287メートルの点 (ロ)基点第23号から真方位099度58分300メートルの点 (ハ)基点第23号から真方位101度40分283メートルの点 (ニ)基点第23号から真方位091度56分276メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊前市八屋	
豊区第222号	豊築漁業協同組合	豊前市大字宇島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第24号豊前市大字宇島の宇島漁港に設置された宇島漁港之碑 (イ)基点第24号から真方位062度47分110メートルの点 (ロ)基点第24号から真方位070度17分110メートルの点 (ハ)基点第24号から真方位071度25分82メートルの点 (ニ)基点第24号から真方位060度37分87メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊前市宇島、同市赤熊、同市沓川、同市松江	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊区第223号	豊築漁業協同組合	豊前市大字宇島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第25号豊前市大字宇島の宇島漁港口東防波堤東端に設定した標識 (イ)基点第25号から真方位336度30分2.010メートルの点 (ロ)基点第25号から真方位035度59分2.690メートルの点 (ハ)基点第25号から真方位057度33分2.078メートルの点 (ニ)基点第25号から真方位322度03分1.235メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊前市宇島、同市赤熊、同市宍川、同市松江	
豊区第224号	豊築漁業協同組合	築上郡吉富町大字小祝地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第28号築上郡吉富町の吉富漁港に設置された吉富漁港の碑 (イ)基点第28号から真方位309度15分102メートルの点 (ロ)基点第28号から真方位307度40分108メートルの点 (ハ)基点第28号から真方位335度56分170メートルの点 (ニ)基点第28号から真方位341度31分160メートルの点 (ホ)基点第28号から真方位333度15分130メートルの点 (ヘ)基点第28号から真方位331度19分132メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	
豊区第225号	豊築漁業協同組合	築上郡吉富町大字小祝地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第26号豊前市大字三毛門小境川導流堤突端に設定した標識 基点第27号築上郡吉富町の吉富漁港護岸北東角に設定した標識 (イ)基点第26号から真方位358度30分4.040メートルの点 (ロ)基点第27号から真方位007度00分3.520メートルの点 (ハ)基点第27号から真方位007度00分2.130メートルの点 (ニ)基点第26号から真方位358度30分1.922メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	
豊区第226号	豊築漁業協同組合	豊前市大字八屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第22号豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識 (イ)基点第22号から真方位031度01分2.450メートルの点 (ロ)基点第22号から真方位054度45分2.870メートルの点 (ハ)基点第22号から真方位073度30分2.310メートルの点 (ニ)基点第22号から真方位070度30分1.910メートルの点 (ホ)基点第22号から真方位067度30分1.623メートルの点 (ヘ)基点第22号から真方位054度07分1.150メートルの点 (ト)基点第22号から真方位039度40分1.520メートルの点		第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊前市八屋	